



## 「自衛隊加憲」論議に想う（老生の呟き）

宝珠山 昇

### 1 憲法改正の発議＝国会議員の責務など

○ 現行の日本国憲法は、米国の力と価値観による「国際平和状態」を前提にして、戦勝国・米国が提示し、敗戦国日本が占領下で受け入れたものと理解している。

本来、前提の国際平和状態が破綻したとき、朝鮮戦争が勃発したとき、対日講和条約が発効したとき、国連の安全保障機能の不全が明らかになったとき等に、少なくとも、九条は改正すべきであった。だが、解釈改憲でやりすごしてきた。

これらは、憲法改正の発議機関の責務不履行、怠慢と言っても過言ではあるまい。今も、（国民投票で否決されたら大変だ）などと言って、発議を牽制する議員もいる。

今こそ、国会は、これらの消極・否定的論議を乗り越えて、憲法改正を発議する責務を履行してほしい。

○ 安倍さんの「自衛隊加憲」（九条の一項、二項をそのまま残し、憲法に自衛隊の根拠規定を加えることを言う。本稿中同じ。）を施行すれば、自衛隊の行動範囲が今よりも拡大し、集団的自衛権も全て行使できるようになる、核兵器も持てるようになる、このような九条改正には賛成できない、などと公言する国会議員がいる。

これは、憲法四十一条に規定されている「国権の最高機関」の構成員としての自覚を欠くもの。同時に「文民統制」の最高機関の構成員としての責務もわきまえていない発言である。

憲法は国家の基本法であり、これを現実に施行するためには法律などの制定が必要である。

現在 自衛隊は、防衛省設置法、自衛隊法、国連平和維持活動協力法、重要影響事態法、武力攻撃・存立危機事態法、国際平和支援法、などの多数の法律の下に、即ち、厳正な文民統制の下に、運用されている。

自衛隊の行動範囲などを変更するためには、これらの法律の改正や新法の、国権の最高機関・国会の議決が必要である。言うまでもなく、集団的自衛権の行使についても同様である。

核兵器を開発、保有するためには、核拡散防止条約などから離脱したり、原子力基本法などを改正する必要があるだろう。いずれも国会の議決を必要としよう。



## 国際平和戦略研究所

自衛隊加憲と、自衛隊の行動範囲の拡大の可否、核兵器保有の論議などとは峻別して論議すべきである。

○ 現行の「平和安全法制」は違憲となる部分があるから、この法制を前提とした憲法九条の改正には反対だ、などと主張する国会議員の発言も理解できないものである。

国権の、文民統制の最高機関の構成員は、違憲と思われる行動を防止する責務を負っている。その責務を放棄する、その不作為、怠慢の理由を探るかのごとき、この種の発言は、国権の最高機関の構成員に相応しくないものであろう。

仮に現行法制に違憲部分があるとしても、その削除と自衛隊加憲とは峻別して論議すべきである。

○ 憲法は、権力者の、権力乱用を防止する、権力行使を縛るもの、等とし、自衛隊加憲を批判する主張がある。しかし、これは、憲法の一側面を述べたものに過ぎず、自衛隊加憲に反対する理由にはならない。

一般的に、憲法は、国民・主権者の基本的人権の確保、幸福度の向上を目的として、国家の組織・構造、それらの権限と責務の基本、構成員の権利と義務を規定するものである。

権力の乱用・誤用は、憲法の文言のみならず、最終的にはこれらの国の構成体の相互牽制により防止することとしている。その最高機関は国会である。自衛隊加憲は、憲法の諸機能を増強するものである。

○ 戦争は悲惨なものであり、絶対に防止しなければならない、等の、誰も異論のない目標論を掲げて自衛隊加憲に反対する者もいる。

現実的に取り組まなければならない困難な課題は、いかにして戦争を防止するかの具体的方法論である。自衛隊加憲は、戦争の未然防止力の向上を図る具体論の一つである。

○ 憲法九条の三項に（前二項の規定は自衛権の発動を妨げるものではない）などとする言い訳・注釈的な加憲案が検討されているという。「自衛権の発動」は、憲法以前の自然法の根本理念であり、記述するまでもないものであろう。

加憲改正案は、国民が、人類の戦争防止努力の歴史なども踏まえ、九条一、二項をそのまま残すことの意義、なぜ自衛隊を保有しなければならないか等を、自らの問題として真剣に考えて決断する条文案を提示してほしいものである。

せめて、防衛二法の例に習い（我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため防衛力を保有する）といった国民の決意表明の趣旨を盛り込んだ前向きな



ものを提示してほしいと思う。

○ 今年は「明治維新百五十年」、「昭和維新七十余年」。いま日本が直面している「国難」、「平成維新」の主要課題は、同盟国・米国の力の相対的低下、中国の台頭、ロシアの復活、朝鮮半島の動揺に対する対応策であろう。

これらは、周辺の超大国（米・中・露）等からの圧力と朝鮮半島の混乱などへの対応策であり、少なくとも百数十年来基本的に変わっていないもの。いま、新しく加わるものとしては、少子高齢化、サイバー攻撃、国際的テロ、自然災害への対応策であろう。

人類は、数多の戦争を繰り返し、数度の世界大戦を経験し、国際連盟や国際連合を生み出してきた。しかし、戦争を防止できないで現在に至っている。

三次の大戦で勝利者となり、長く世界の警察官の役割を演じて来た米国が、その力を相対的に低下させ、米国第一などとも公言し、世界は多極化、Gゼロに向かっている。

その間隙をぬって、中国などが影響力を高めようとしている。その中華帝国構想は、世界諸国の共感を得られる価値観、自由、民主主義、人権、平和などを尊重する理念が欠けている。長期的発展性は限られていよう。

諸国、諸民族などは、自らの防衛努力と同盟強化によって、長期のものでは数十世紀にもわたって、種々の困難な問題に直面しながら、強かに対応している。

わが国も、これらの諸国の歴史なども教訓とし、多くの価値観を共有できる米国との協力態勢を充実し、生存環境の激化に対応しつつ、戦争の未然防止力、被害局限力、諸課題等の交渉力を充実する諸施策を講じることが肝要であろう。

これらの一つとして、自衛隊加憲は、国民が心内に秘めている、日本国を自ら守り抜く堅い決意を内外に鮮明にする極めて意義深いものである。

(平成30年2月1日記)

## 2 「自衛隊加憲」の「発議」を期待

憲法改正論議の中で、自衛隊加憲（9条1項2項をそのまま残し、憲法に自衛隊の根拠規定を加えることをいう。以下本稿中同じ。）を巡って、平和安全法制が容認している集団的自衛権の行使にかかる部分を除去しなければ反対だ、とか、自衛権行使の限界を、憲法の条文に書き込むか、法律に委ねるのが良いか、などが論議されている。半世紀以上、いわゆる解釈改憲、自衛権行使体制の整備の現場に、直接・間接に関わってきた者の一人として所見を述べたい。

○ 自衛権の行使は、憲法や国連憲章で認められているか否か以前の、自然



法の根本理念、いわゆる砂川事件に関する最高裁判決の明言している通り、主権国家の固有の権利である。集団的自衛権も当然これに含まれる。

この自衛権は、これを行行使する国、民族、集団、個人の意思と能力と環境によって限界づけられる。

これまでの日本は、憲法 9 条第 1 項が規定している「正義と秩序を基調とする国際平和」状態、願望的な環境の存在を信じてか、あるいは暗黙の前提としてか、意思と能力を最小限度に縛る振る舞いをして来た。集団的自衛権の行使は憲法が許容していないとも解し得る政府統一見解も出された。

○ 平和安全法制は、次の「三要件」を満たすものは、国際法的には集団的自衛権に仕分けられるものであっても、新しい環境の下では、憲法も否認できない最小限度の自衛権行使の範囲内のものであり、行使できるとしている。これは従来の政府統一見解などに違背するものでもないとしている。

### ●自衛の措置としての武力の行使の三要件

- (1) わが国に対する武力攻撃が発生したこと、又はわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- (2) これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- (3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

○ これに対し、この三要件の下では、自衛隊が、専守防衛を逸脱し、地球の裏側まで行って武力行使することになる、などと主張し、自衛隊は合憲と認めながらも、自衛隊加憲に反対する国会議員がいる。

自衛隊加憲は、現行の平和安全法制を変更することとなるものではない。

平和安全法制は、前記の 3 要件を全て満たす場合に、国会承認などの諸手続きを経て、自衛隊を諸法を順守して行動させることとしている。

(地球の裏側まで行くことが) あるか、どうかは、前記の三要件を満たすかどうかの判断にかかわるものである。この判断は、その時の国際情勢などを踏まえて、国権の最高機関が総合的に決断すべきものである。

この判断基準を予め規定などしておくことは、変転極まりない生存環境を踏まえれば、不可能、不適當なことである。その時々の主権者及びその代表の判断に委ねる他ないものである。

また、わが国が、三要件の下で、同盟国の要請などに従って（地球の裏側ま



で行って) 集団的自衛権を全面的に行使しなければならない状況に至ること、それ程までに同盟国の力が低下すること、などを懸念しなければならない状況はないはずである。 万一、そのような状況が現出した場合には、国権の最高機関が、法律の定める国会承認に際し厳正に判断、対応すればよいことである。

三要件の乱用・誤用などの防止は、国権の最高機関が行政機関などを確りと監視・牽制する義務を履行することによる他ないものである。

○ また、自衛権の行使を、この三要件によることを憲法に規定することは、将来の国民の選択の余地を縛りすぎるのではないかと懸念し、この自衛隊加憲に反対する国会議員もいる。即ち、2項を削除し、自衛権行使の限界は、将来の国民が、憲法より容易に改正できる法律によって変更できるようにしておくべきではないか、などの主張である。

これは、わが国が集団的自衛権を全面的に行使する意思と能力と環境を持つようになるかどうかを問う、即ち、日本が米中ロのような国になる意思があるか、成れるか、国際環境がそれを許すか、を問うことと同じであろう。

わが国が置かれている基本的戦略環境下では、その意思は持っても、能力を持つことはほぼ絶望的、環境面でも、選択できない、許されないであろう。この懸念は、杞憂と言っても良いであろう。

わが国は、日米同盟を、三要件の下で堅持する努力をするのが賢明である。これらは先の敗戦に至る歴史を見れば論じるまでもないことである。

○ 国権の最高機関の構成員が、自衛隊加憲を発議して、国民多数の賛同を得るように努める責務を果たすことを期待してやまない。(2018年2月11日記)

### 3 「九条の二」自衛隊加憲私案

上述の「自衛隊加憲の発議を期待」に対して、これらの懸念を払拭できる代替案を呈せ、と言った反論がある。老生の私案は次のようなものである。

これは、人類が数多の悲惨な戦争の中で得た、紛争を平和的手段により解決するための英知を反映した未来志向の普遍的理念を表明している第九条をそのまま残し、同条の次に次の一条を加えるものである。

**第九条の二 前条第一項に規定する「正義と秩序を基調とする国際平和」が実現するまでは、前条第二項の規定にかかわらず、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、必要最小限の防衛力を保有する。**



- 2 我が国は、内閣を代表する内閣総理大臣を最高指揮権者とし、前項に定める防衛力を以って、必要最小限度の自衛権を法律の定めるところにより行使する。
- 3 我が国は、第一項に定める防衛力を以って、国際社会が行う平和維持活動に法律の定めるところにより貢献する。

この案は、国際協調を基調とする九条との接続を明示し、憲法体系の調和を保ち、「文民統制」は、「内閣総理大臣を最高指揮権者とする」や（国権の最高機関が議決する）「法律の定めるところにより」により明記している。

また、「集団的自衛権」は、「法律の定めるところにより」により、柔軟性を以って行使できることになる。（柔軟性を持つことの可否、その限界、乱用・誤用の防止などについては、前述の三要件関連を参照されたい。）

第3項は、国連の平和維持活動などへの貢献を、この際、憲法に明記するものである。

補足すれば、この案は、「必要最小限度の自衛権を行使するための必要最小限の防衛力」（自衛隊）を保有することを憲法に明記し、立憲主義の本旨に則って運営することを鮮明にするものである。

即ち、安倍総裁が答弁などされている（現状を変更するものではないが、半世紀以上経っても種々の非生産的論議のある自衛隊を、憲法上に正當に位置づけ、厳しい安全保障環境の下で任務を遂行する自衛隊員の士気を損なわないようにする）などとする趣旨に合致するものとする。

また、「（条文を）変えても変えなくても（現状が）変わらないのであれば変える必要がない。変えないという選択肢も当然ある」と言った、無責任・消極的・政争的・感情的な反対論に対する積極的・生産的・立憲主義尊重の反論でもある。

更に、「自衛隊」を憲法に直接明記することは、法律によって設置されている他の省庁等の上位に位置づけられたと誤解され、文民統制上の支障が生ずる（これは論理的には完全に誤っているものであるが）ので、避けたいなどとする反対論にも配慮しているものである。（2018年2月15日記）

なお、本稿に関連する小生の呟きについてご興味をお持ちいただける方は、頂門の一針 4388号（2017年6月19日（月）の「安倍総裁提案の改憲に期待」、同4501号（2017年10月30日（月）の「改憲勢力の増大を喜ぶ」、同4596号（2018・2・4（日）の「国会議員の責務など」、同4605号（2018・2・13日（火）の「自衛隊加憲の発議を期待」や、[ <http://natdef.exblog.jp/> ]の憲法改正の項などを参照いただければ幸いです。